

Q4 自己負担割合とは？

- A4** 病気やけがで保険医療機関等にかかるときに、窓口で支払う自己負担額の割合です。
原則 1 割負担ですが、現役並み所得者については、高齢者世代と現役世代との負担割合の公平化を図るため、3 割負担となります。
また、毎年、8 月 1 日を基準日として、前年の所得及び収入により見直されます。